

石巻市議会政務活動費交付条例

平成17年7月15日 条例第304号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、石巻市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会派」とは、市政に関する調査研究を共同して行うため結成された議員の団体（所属議員が1人の場合を含む。）をいう。

(交付対象)

第3条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

- 第4条** 一の年度における1会派当たりの政務活動費の額は、各年度の4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に議員1人当たりの年額（以下「議員年額」という。）を乗じて得た額とする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合においては、基準日における当該会派の所属議員数に議員年額を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から任期満了日の属する月（任期満了日が月の初日であるときは、当該任期満了日の属する月の前月とする。）までの月数を乗じて得た額を交付する。
- 2** 基準日において議会の解散があった場合は、基準日において結成されている会派に対しては、当該年度の政務活動費は交付しない。
- 3** 一の年度の途中において新たに結成された会派に対しては、会派が結成された日における当該会派の所属議員数に議員年額を乗じて得た額を12で除して得た額に会派が結成された日の属する月の翌月（会派が結成された日が月の初日であるときは当該月とする。）から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額を交付する。
- 4** 基準日において議員が辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡した場合又は議員の所属会派の変更等があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。
- 5** 議員年額の額は、36万円とする。
- 6** 基準日において結成されている会派に対する政務活動費の交付日は、各年度の4月15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第5条 政務活動費を交付された会派に一の年度の途中において所属議員数の異動が生じた場合は、異動前政務活動費額（基準日における当該会派の所属議員数に議員年額を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から当該異動が生じた日の属する月（当該異動が生じた日が月の初日であるときは、当該異動が生じた日の属する月の前月とする。）までの月数を乗じて得た額をいう。）に、異動後政務活動費額（当該異動が生じた日における当該会派の所属議員数に議員年額を乗じて得た額を12で除して得た額に当該異動が生じた日の属する月の翌月（当該異動が生じた日が月の初日であるときは、当該月とする。）から当該年度の末月までの月数を乗じて

得た額をいう。)を加えて得た額(以下「確定政務活動費額」という。)が既に交付を受けた政務活動費の額(以下「交付済政務活動費額」という。)を上回るときは、市長は当該会派に対し確定政務活動費額から交付済政務活動費額の額を減じて得た額を交付するものとし、確定政務活動費額が交付済政務活動費額を下回るときは、当該会派は市長に対し交付済政務活動費額から確定政務活動費額を減じて得た額を返還しなければならない。

2 前項の場合において、2回以上の異動が生じたときは、当該2回目以降の異動に伴う政務活動費の調整も、それぞれ同項の例により行う。

3 政務活動費を交付された会派が一の年度の途中において解散したときは、当該会派は、市長に対し交付済政務活動費額から基準日における当該会派の所属議員数に議員年額を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から当該会派の解散のあった月(当該会派の解散のあった日が月の初日であるときは、当該日の属する月の前月とする。)までの月数を乗じて得た額を減じて得た額を返還しなければならない。

(議会の解散があった場合における返還)

第6条 一の年度の途中において議会の解散があったときは、会派は、市長に対し交付済政務活動費額から基準日における当該会派の所属議員数に議員年額を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から当該議会の解散のあった月(当該議会の解散のあった日が月の初日であるときは、当該日の属する月の前月とする。)までの月数を乗じて得た額を減じて得た額を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

(経理責任者)

第8条 会派は、当該会派における政務調査費に係る会計帳簿を調製し、及び政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類(以下「領収書等」という。)を整理するため、政務活動費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費に係る収支報告書(以下「収支報告書」という。)を作成しなければならない。

(収支報告書等の提出等)

第9条 政務活動費を交付された会派の代表者は、収支報告書に領収書等を添えて、議長に提出しなければならない。

2 前年度に交付された政務活動費に係る収支報告書及び領収書等は、毎年度4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費を交付された会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のあった日から起算して30日以内に収支報告書及び領収書等を提出しなければならない。

4 議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 市長は、一の会派の一の年度において交付された政務活動費の総額から、当該会派が当該年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があると認め

るときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議長は、収支報告書及び領収書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、収支報告書及び領収書等を閲覧することができる。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第9条第1項の規定に基づいて提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

(平成17年度の特例)

2 平成17年度の政務調査費の交付については、第4条第1項中「4月1日」とあるのは「6月1日」と、同条第3項中「12」とあるのは「10」と、同条第5項中「24万円」とあるのは「20万円」と、同条第6項中「4月15日」とあるのは「市長が別に定める日」と、第5条第1項及び第3項並びに第6条中「12」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

(平成23年度の特例)

3 平成23年度の政務調査費の交付については、第4条第5項中「36万円」とあるのは「18万円」と、同条第6項中「各年度の4月15日」とあるのは、「市長が別に定める日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年3月24日条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年度及び平成19年度の特例)

2 平成18年度及び平成19年度の政務調査費の交付額については、この条例による改正後の第4条第5項の規定にかかわらず24万円とする。

附 則 (平成20年8月13日条例第36号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石巻市議会政務調査費交付条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年2月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石巻市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に

交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の石巻市議会政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月13日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石巻市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費、会派が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費並びに会派が行う調査研究の委託に要する経費
調査費	会派が調査研究活動のために必要な先進地域調査又は現地調査に要する経費
資料費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成及び購入に要する経費
広報広聴費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市政について市民への広報に要する経費並びに会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究その他の会派の活動に必要な経費